

【件名】 中野区高齢者スマートフォン購入等費用助成事業の実施について

【要旨】

1 目的

高齢者のデジタルツールの利活用促進やデジタル地域通貨「ナカペイ」のさらなる普及などに向け、スマートフォン購入等の費用助成や助成に併せた操作講習会を行う。

2 事業内容

（1）助成対象者

ア 令和8年3月31日現在65歳以上の区民のうち、自ら使用する目的で助成対象となるスマートフォンを初めて購入した者で、購入日当日に以下イ～エの要件を満たし、本件申請申込を行った者

イ 助成対象となるスマートフォン

- ・ マイナンバーカード読み取りなど、NFC 認証機能を備えたスマートフォンの新規購入
- ・ フィーチャーフォンや、NFC 認証機能を備えていないスマートフォンからの機種変更

ウ 東京都と「高齢者のデジタルデバйд解消に向けたスマートフォン活用支援事業」の実施に向けた連携に関する協定を締結した通信事業者の店舗のうち、中野区が指定する店舗（以下「指定店舗（※1）」という。）によるスマートフォン教室を受講した者

エ 「東京都公式アプリ」、「東京都 LINE 公式アカウント」及び「ナカペイ」の登録を行った者

※1 2025年7月1日現在、東京都が指定する区内 NTT ドコモ、au、Softbank、楽天モバイル店舗12か所

（2）対象経費

助成金の交付の対象となる経費は、指定店舗でスマートフォンを購入するために要する次に掲げる費用とする。

ア データ通信の契約を締結したスマートフォン本体の購入費用

イ 前号に掲げるスマートフォン本体用の充電器の購入費用

ウ 契約に関する事務手数料

エ アカウント設定料（Apple ID 又は Google アカウントの設定に限る。）

オ 電話番号等のデータ移行手数料

カ その他手数料

（3）助成金の額

対象者1人につき、1台・1回限り3万円を上限とする。

（4）対象者数

333人

(5) 目標値

- ア 65歳以上のスマートフォン未保有者は、約16,000人。(2024年区民意識調査結果による推定値)
- イ 本事業により、毎年333人を上限として助成し、現在の65歳以上のスマートフォン保有率76.6%から、3年間で約80%を目指す。

(6) 特定財源

都福祉局「高齢者施策推進区市町村包括補助金(※2)」10/10 上限1千万円

※2 令和7年4月に要綱が改正され、「高齢者のデジタルデバйд解消に向けたスマートフォン活用支援事業」が新たに補助対象として追加された。

3 申請の流れ

- (1) 区民は指定店舗にてスマートフォンの購入申し込みを行う。
- (2) 指定店舗は、2(1)ア、イの助成対象要件を満たしているか確認の上、区民に機器を販売する。
- (3) 区民は指定店舗にて機器を購入した当日中、2(1)ウで規定する講習を受講するほか、サポートを受けながら2(1)エ及び助成金の申請手続(※2)を行う。
- (4) 区は、申請書類について審査の上、対象者に補助金を交付する。
※2 LoGo フォームによるオンライン申請

4 スケジュール(予定)

令和7年10月中旬 第3回定例会 補正
議決後、中野区公式ホームページ等で周知
11月下旬 事業開始(～令和8年3月20日まで)